

ポップパワープロジェクト運営規約

(名称)

第1条 本会は、「ポップパワープロジェクト」と称する。

(目的)

第2条 本会は、マンガ、アニメ、ゲーム、音楽その他のポップカルチャー分野の活性化及び国際化を図ることを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 調査研究に関すること
- (2) イベント、セミナー、ワークショップ等の開催に関すること
- (3) 人材育成に関すること
- (4) 政策提言に関すること
- (5) その他目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員 本会の目的に賛同し、その活動に参加する者
- (2) 特別会員 会費を納入し、運営会議の構成員として本会の活動に参加する者

(会費)

第5条 特別会員は、本会を運営する経費に充てるため、年額30万円の会費を納めなければならない。

2 特別会員は、年度の途中で退会した場合であっても、当該年度の会費を全額負担しなければならない。

(運営会議)

第6条 本会の運営に関する重要事項を審議し、決するため、運営会議を置く。

- 2 運営会議は、全特別会員及び事務局によって構成する。

3 運営会議は、次の事項について審議し、特別会員の過半数をもって決する権限を有する。

- (1) 本会の活動方針に関する事
- (2) 本会の事業計画及び収支計画に関する事
- (3) 会員の入会、退会及び処分に関する事
- (4) その他目的を達成するために必要な事

4 運営会議の開催事務は、事務局が執り行う。

(事務局)

第7条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、iU（情報経営イノベーション専門職大学）及び一般社団法人 CiP 協議会が共同で司る。

(活動期間)

第8条 本会の活動期間は、2025年4月から2027年3月までの2年間とし、その後の取り扱いは別途、運営会議で審議し、決するものとする。

(委任)

第9条 この会則に定めのない事項は、運営会議の決議をもって定める。

(会則の変更)

第10条 この会則は、運営会議の決議により変更することができる。

附 則

1 この規約は、2025年4月1日から施行する。